

押出南事業に係る基本協定書



南木曾町

東海旅客鉄道株式会社

押出南事業に係る基本協定書

南木曾町（以下「甲」という。）と東海旅客鉄道株式会社（以下「乙」という。）は、甲が計画する押手地区における事業（盛土による周辺地盤の安定化等）に関し、乙の中央新幹線建設工事に伴う建設発生土（以下「発生土」という。）を活用し、甲乙の事業間協力として、甲及び乙が同地区で施行を予定する盛土造成等工事（以下「本工事」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、本工事の施行に向けて必要となる基本的な事項を定め、甲及び乙が適正かつ円滑な処理を図り、相互に協力して本工事を推進することを目的とする。

（位置）

第2条 本工事の位置は、別紙1の通りとする。

（本工事の内容）

第3条 本工事の内容は以下のとおりとする。

- (1) 盛土造成等工事
- (2) 第1号に定める本工事の施行に必要な測量調査（用地測量等を含む。）・設計
- (3) 第2号に定める設計の照査
- (4) 第1号に定める本工事の施行に必要な用地取得等

（本工事の施行）

第4条 本工事のうち乙は前条第1号及び第2号を、甲は前条第3号及び第4号を施行するものとする。

（本工事の行程）

第5条 本工事の行程は別紙2を基本とする。

（費用負担）

第6条 本工事に要する費用は、原則、乙が負担するものとする。

（発生土の活用等）

第7条 本工事で活用する発生土は約20万m³を予定するものとし、甲は無償で受け入れるものとする。

- 2 乙は、発生土を本工事の施工箇所へ運搬、搬入するものとし、当該運搬・搬入に要する費用は乙が負担するものとする。

(実施に関する協定等)

第8条 甲及び乙は、本工事の施行に先立ち、第3条、第4条、第5条、第6条、第7条に関する詳細事項について、別途協議のうえ本工事の施行に係る協定を締結するものとする。

- 2 設計、用地取得または行政上の手続き等の結果、合理的な範囲での本工事の施行が困難であると甲または乙が判断する場合は、実施の可否について、別途甲乙で協議するものとする。

(財産の帰属)

第9条 本工事により完成した盛土等の所有権は甲に帰属するものとする。

(維持管理)

第10条 本工事で完成した盛土構造物の維持管理は原則、乙が実施するものとするが、甲または第三者の維持管理の実施を妨げるものではなく、その場合は、甲乙間で維持管理の実施者や内容等の詳細を別途協議のうえ定めるものとする。

(行政上の手続き等)

第11条 本工事の施行で必要となる行政上の手続きは甲が行うものとし、乙は甲に協力するものとする。

- 2 本工事の施行で必要となる第三者への協議等は、甲乙協力して対応するものとする。

(苦情等の処理)

第12条 本工事の施行に伴う第三者からの苦情等について、甲乙協力し、速やかに対応するものとする。

(損害の負担)

第13条 本工事の施行に伴い生じた損害の負担は、それぞれの責めに帰する場合を除き、甲乙協議して対応するものとする。

(公開)

第14条 甲及び乙は、本協定書及び本協定書に係る資料等を第三者へ公開する必要が生じた場合は、公開前に速やかにその対応を協議するものとする。

(有効期間)

第 15 条 本協定は、締結の日から、本工事が完了する日まで有効とする。

2 前項の規定に関わらず、第 10 条および前条の規定は本協定の終了後も有効とする。

(その他)

第 16 条 本協定書に定めのない事項、又は本協定書に疑義が生じた事項についてはその都度甲乙協議して定めるものとする。

本協定の証として本書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

令和 7 (2025) 年 2 月 25 日

甲 長野県木曽郡南木曽町読書 3 6 6 8 - 1
南木曽町長

向 井 裕 明



乙 愛知県名古屋市中村区名駅一丁目 1 番 4 号
東海旅客鉄道株式会社
中央新幹線推進本部 中央新幹線建設部
名古屋建設部長

加 藤 均





別紙 2 (第 5 条関係)

項目	令和 6 年度	令和 7 年度				令和 8 年度以降	
	4/4	1/4	2/4	3/4	4/4		
測量調査・設計							
設計の照査							
用地取得等							
盛土造成等工事							

3

